

社 会 保 険

いはらき

9

9月分の保険料は新しい標準報酬月額で

2009 SEP.
NO.376

- 出産育児一時金制度の一部が変わります
- 特別支給の老齢厚生年金の受給者が、雇用保険の給付を受けている間は年金の支払が調整されます



「タオルミーナの広場」(撮影・シチリア島)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

9月分の 保険料は

新しい標準報酬月額で 計算し控除してください

本年7月に社会保険事務所等へ提出された算定基礎届により、新しい標準報酬月額が決定されました。この標準報酬月額は、今後、昇（降）給などにより月額変更に該当する場合を除き、本年9月分から来年8月分までの一年間の保険料の基礎となるものです。



保険料の計算方法について

保険料の計算方法は次のとおりですが、具体的には算定基礎届と一緒に送付しました「社会保険の事務手続」の裏表紙に記載されています。「健康保険・厚生年金保険標準報酬月額・保険料月額表」を参照してください。



$$\text{保険料} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}$$

	健康保険料 (協会けんぽ茨城支部)	厚生年金保険料	児童手当拠出金
保険料率	一般 81.8/1000	一般 157.04/1000	1.3/1000
	介護 11.9/1000	基金加入 107.04/1000～ 133.04/1000	

※健康保険料率（協会けんぽ茨城支部）及び厚生年金保険料率は平成21年9月分から上記のとおり変更されます。

新しい保険料の控除について

保険料の控除は、当月に支払われる給与から前月分を控除することになっています。したがって、新しく決定された標準報酬月額による保険料の控除は、10月に支払われる給与からとなります。新しい標準報酬月額と控除する保険料額は必ず被保険者に通知してください。

保険料額の確認を

健康保険料（協会けんぽ茨城支部）と厚生年金保険料は、被保険者と事業主が折半で負担することになっています。本年10月21日頃に送付されます納入告知書または納入告知額通知書が届きましたら、保険料額の確認をお願いいたします。

なお、詳細については、管轄する社会保険事務所へお問い合わせ願います。

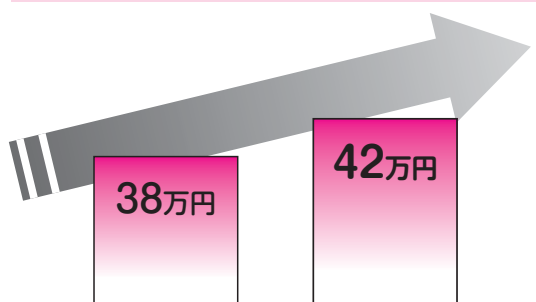
協会けんぽ 茨城支部からのお知らせ

平成21年
10月から

出産育児一時金 (家族出産育児一時金) 制度の一部が変わります!



① 支給額 4 万円の引上げ

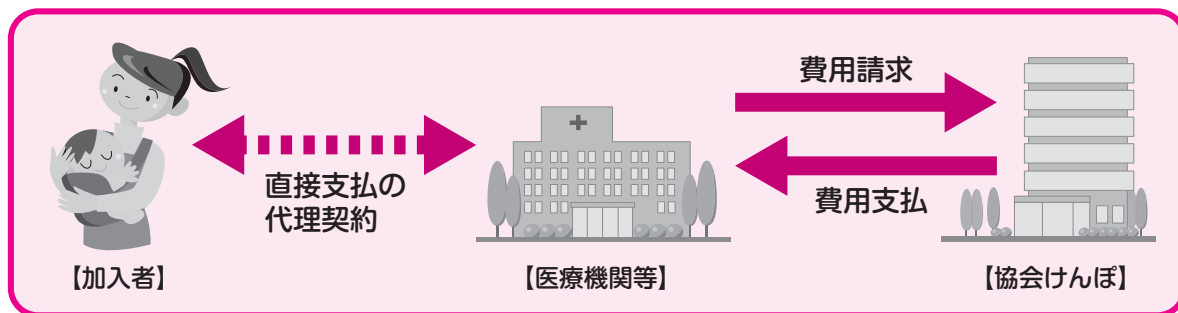


出産育児一時金（家族出産育児一時金）については、現在、原則38万円※を支給しているところですが、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について4万円引き上げ、原則42万円の支給となります。

※「産科医療補償制度」に加入している医療機関等で出産した場合に限ります。それ以外の場合は、35万円から4万円引上げた額となる39万円となります。

② 直接支払制度

直接支払制度は、加入者と医療機関等が代理契約を締結のうえ、医療機関等が加入者に代わって一時金の支給申請及び受け取りを行いますので、加入者の窓口負担が軽減されます。なお、従来どおり出産後に加入者自身で請求することも可能です。



※現在の「事前申請」は平成21年9月30日までとなります。

※出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額（原則42万円）の範囲内であった場合には、その差額は、後日、加入者の方から協会けんぽに請求をしていただくことになります。

①、②につきましては緊急の少子化対策（平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置）として実施します。



全国健康保険協会 茨城支部 健康保険給付サービスグループ
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

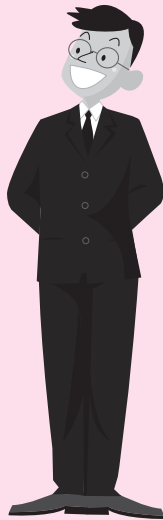
☎029-303-1582(直通) 029-303-1500(代表)

茨城支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>

特別支給の老齢厚生年金の受給者が、雇用保険の給付を受けている間は、年金の支払が調整されます！

失業給付（基本手当）と年金の調整

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者が雇用保険の基本手当を受けられる場合は、その間老齢厚生年金が全額支給停止されます。支給停止の期間は求職の申込みを行った月の翌月から基本手当の受給期間または所定給付日数が経過した月まで（調整対象期間）です。年金受給者が基本手当を受けることとなったとき、または基本手当を受給中の方が老齢給付の裁定請求を行う際には「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」に基本手当の受給資格者証（両面の写し）を添付して提出してください。

[illegible]

ご注意を！

求職の申込みをすると、受給期間が経過するまでは雇用保険が優先されます。求職の申込みをした後に年金受給に切替えようとしても、社会保険庁では雇用保険からのデータにより基本手当を受給していないことを1ヵ月単位で確認のうえ、1ヵ月分ずつ年金の支払いを行いますので、支払までに3ヵ月程度かかります。求職の申込みに当たってはよくご確認ください。

例 求職の申込み
▼
4月

例

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
基本手当		10日分支給	30日分支給	31日分支給	31日分支給	30日分支給	18日分支給	150日分支給
老齢厚生年金	支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	支給

6ヵ月間支給停止

■事後精算

150日分の基本手当を受け取るために6ヵ月間かった場合、老齢厚生年金は6ヵ月分支給停止されます。

このため、基本手当の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）において、一定の調整が行われます。これを「事後精算」といいます。

$$\text{支給停止解除月数} = \text{年金支給停止月数} - \frac{\text{基本手当の支給対象となった日数}}{30}$$

さかのぼって支給
されます（事後精算）

高年齢雇用継続給付と年金の調整

特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）を受給している方が高年齢雇用継続給付を受給する間は、在職老齢年金の仕組みによる年金の支給停止額に加えて、標準報酬月額額の最高6%に相当する額の年金が支給停止されます。年金受給者が高年齢雇用継続給付を受けられるようになったときは「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」に高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写しを添付して提出してください。

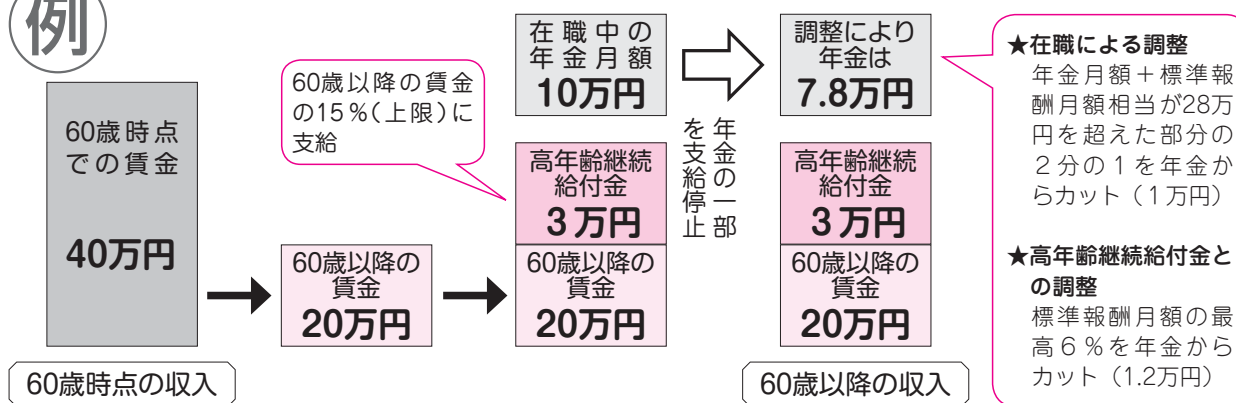
★高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の被保険者期間が5年以上あり、60歳以上65歳未満で継続雇用または再就職し、その賃金月額が60歳到達時の賃金月額の75%未満になった方を対象に、最高で賃金額の15%に相当する額を支給するものです（賃金月額が340,733円以上の方には支給されません）。

60歳到達時の賃金とは、60歳に達するまで（60歳到達時にすでに退職している場合には、退職前の直前まで）の6か月間に支払われた賃金の総額を180で除した額に30を乗じて得た額のことをいいます。



例



雇用保険受給資格者証は両面のコピーが必要です!!

高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書 高年齢雇用継続給付支給決定通知書

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	受給資格確認日
雇用保険とった年月日	事業所番号	支給期間		
賃金月額	賃金月額の75%	支払方法		

雇用保険受給資格者証

(第1面)

040

支給番号		氏名		被保険者番号	
性別	年齢	生年月日	支払方法	求職番号	認定日
住所又は居所					
求職申込年月日	資格取得年月日	離職年月日	理由	受給期間満了年月日	基本手当日額
離職時賃金日額	60歳到達時賃金日額	所定給付日数	特殊表示(◎、一括、巡相、市町村)		
受講開始年月日		年	月	日	受講終了予定年月日
公共職業訓練等	技能習得手当	受給開始年月日	特定福祉受給手当	支給開始年月日	通所手当
得手当	円	月	円	円	円
寄附手当	月額	円	支給開始年月日	月	日

公共職業安定所



詳しくは、お近くの社会保険事務所へお問い合わせください。

算定基礎届の届出対象月（4～6月）に 一時帰休による休業手当が支給された場合の取扱い

算定基礎届の届出対象月（4～6月中に支払われた報酬）に、一時帰休（レイオフ）による休業手当が支給された場合には、4月、5月、6月の3ヵ月（支払基礎日数17日以上）の平均額で算定されます。

9月1日以前に一時帰休が解消された場合には、休業手当等が支給された月を除いて算定されることになりますので、先に提出した算定基礎届の取消届を提出していただき、改めて、算定基礎届を提出することになります。

ご不明の点は、管轄の社会保険事務所の業務課（日立事務所は適用徴収課）にお問い合わせください。

【具体例】

【決定】

当初

4月（支払基礎日数30日）報酬220,000円
5月（支払基礎日数31日）報酬220,000円
6月（支払基礎日数30日）報酬160,000円（休業手当）

4月、5月、6月の
合計 600,000円
平均 200,000円 で決定

8月の支払いから一時帰休が解消された場合

先に提出した算定基礎届の取消届と一時帰休が解消されたことを記載した届出が必要

解消

4月（支払基礎日数30日）報酬220,000円
5月（支払基礎日数31日）報酬220,000円
6月（支払基礎日数30日）報酬160,000円
8月支払いより
一時帰休解消

4月、5月の
合計 440,000円
平均 220,000円 で決定

6月以降3ヵ月を超えて一時帰休の状態が続いた場合

従前の報酬と比較して2等級以上の差が生じた場合は、月額変更届が必要

解消しない

6月（支払基礎日数30日）報酬160,000円
7月（支払基礎日数31日）報酬160,000円
8月（支払基礎日数31日）報酬160,000円
6月より
休業手当

合計 480,000円
平均 160,000円
で随時改定に該当

夜間・土曜日も年金相談ができます!!

県内の全社会保険事務所及び年金相談センターでは以下の時間帯で年金相談窓口を開いたします。是非ご利用ください。

現在、相談されるお客さまが多く、駐車場がたいへん混み合っております。公共交通機関をご利用されるなどで協力いただければ幸いです。

2009	日	月	火	水	木	金	土
10					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

2009	日	月	火	水	木	金	土
11	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

平日時間延長日

休日開庁日

10・11月の月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。
なお、直近のスケジュールは社会保険庁ホームページをご覧ください。
※月曜日が休日の場合は翌日以降の開庁日となります。

10月10日(土)・11月14日(土)に年金相談を実施します。

受付時間 午前9時30分から
午後4時まで

●受付時間は、午前10時から午後二時までです。

◎日立社会保険事務所

十三日(火) 高萩市総合福祉センター

二十一日(水) 古河商工会議所

十五日(木) 常総市商工会

◎下館社会保険事務所
社会保険事務所に予約が必要です。
(古河のみ)

十六日(金) 龍ヶ崎商工会

八日(木) 取手市商工会

◎土浦社会保険事務所

二日(金) 石岡商工会議所

二十八日(水) 神栖市商工会本所

十四日(木) 鹿嶋市商工会本所

◎水戸南社会保険事務所
社会保険事務所に予約が必要です。

二十日(火) 大子町役場

十五日(木) 常陸大宮市役所

七日(水) 常陸太田市役所

◎水戸北社会保険事務所

十月の
年金相談所開設

